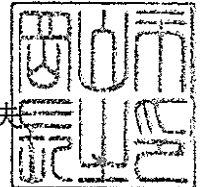


特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項及び岡山市特定非営利活動促進法施行条例第8条の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったため、同法第25条第5項において準用する第10条第2項の規定により公告する。

平成30年8月29日

岡山市長 大森 雅夫



- 1 申請のあった年月日
平成30年8月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハッピークラブ
- 3 代表者の氏名
重實 陽子
- 4 主たる事務所の所在地
岡山市北区撫川440番地1
- 5 定款変更の内容
 - (1) 事業に係る事項
第5条第1項第8号中「及び介護予防訪問介護事業」の一文を削除する。
第9号を削除し、以下号番号を繰り上げる。
第10号中「及び介護予防通所介護事業」の一文を削除する。
第20号「介護保険法に基づく第1号訪問事業」、第21号「介護保険法に基づく第1号通所事業」を追加し、第21号を第22号に繰り下げる。